中之口西小学校　いじめ防止基本方針

１　中之口西小学校いじめ防止に関する基本理念

「新潟市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止に向けた具体的、継続的、組織的な取組を推進する。

２　いじめの未然防止

①全教育活動を通して、好ましい人間関係づくりを意識し、全職員でいじめ防止に取り組む。
②年間の教育活動に「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を位置付けて取り組む。
③一人一人を大切にし、互いの違いを尊重し合える授業づくりを行う。
④ピア・サポートの活動に年間通して取り組み、互いに安心して学校生活が送れるために必要なスキルトレーニングを実施する。
⑤上記で身に付けたスキルが生かせるような縦割り班活動を年間通して行い、自己有用感を高め、豊かな人間関係を築けるように働き掛ける。
⑥児童の身近な大人である職員集団が、仲の良い姿のモデルとなる。

３　いじめを見逃さない実態把握

①全職員による日々の行動観察と情報収集。
②職員間の情報交換会の実施。（毎週月曜　職員終会時）
③「心の健康アンケート」の実施。（7 月・11 月・2 月）
④アンケート後の児童全員対象の教育相談「トークタイム」の実施。
⑤保護者との個別懇談会、日々の連絡や面談による情報収集や共有。
⑥児童に複数の職員で関わり、小さな変化に気付ける体制。

４　組織的な対応

①「生徒指導いじめ対応ガイドブック」を活用して対応をする。
②トラブル等の情報共有カードを活用し、担任一人で抱え込ませず、管理職、生活指導主任をはじめ、職員で情報を共有し対応する。
③いじめ対応ミーティングを即日行い、発生したいじめへの対応を組織的に行う。

〇構成メンバー　　管理職　生活指導主任
　　いじめを受けた児童やいじめを行った児童の学級担任
　　その他事案に関係する教職員

〇組織の役割
・いじめの状況を組織として共有する。
・いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
・いじめの対処のための方針や方法を協議する。
・児童への指導を行う。
・事案に関する記録を残す。

④いじめ対策委員会にて、いじめ防止への取組について、随時見直しを図っていく。
⑤外部機関と連携する。
　中学校区いじめ防止連絡協議会
　中之口地区教職員協議会
　ＳＣ、ＳＳＴ、ＳＳＷ、市教育相談センター、西蒲区教育相談室等

※いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行う。

（令和８年４月　改正）